

[翻訳]**女性の政治参画の向上について、総選挙結果の講評¹⁾**CETRO 「総選挙と女性班」²⁾

疋田京子(訳者)

訳者前書き

今回訳出したのは、CETRO (Centre For Electoral Reform) のホームページに掲載された総選挙文析で、選挙委員会 (KPU) が公表した2004年総選挙の国会と地方代表議会の暫定結果を分析した上で、クォータ制度の問題点と女性の政治参画の促進に対する今後の課題を提示したものである。以下、脚注は全て訳者による注である。

2004年4月22日 ジャカルタ

政治分野への女性代表権を高めようという試みには、言及すべき重要な発見がいくつもあった。私たちが行った調査結果からわかったことは、以下のようなことである。

1. 地方代表議会³⁾(DPD ; Dewan Perwakilan Rakyat) 議員に選ばれた候補の暫

1) 原題は、Siaran Per Hari Kartini 2004 EVALUASI HASIL PEMILU MENGUNAI PENINGATAN KETERWAKILAN PEREMPUAN DI BIDANG POLITIK であり、2004年カルティニの日によせられたものである。http://www.cetro.or.id/pemilu_2004/preskon/230404/pchk230404.pdf

2) Divisi Perempuan dan Pemilu CETRO (Centre of Electral Reform)

<http://www.Cetro.or.id/> インドネシア大学の女性研究プログラム (program studi kajian wanita) で、アファーマティブ・アクションについて積極的に発言している Ani Sutjipto も CETRO に従事するスタッフである。本稿の訳出に際しては Ani Sutjipto の承諾を得た。

3) 国会 (DPR) 議員と国軍・警察、地方代表、職能グループなどからの任命議員によって構成されていた国家の最高機関としての国民協議会 (MPR ; Majelis Permusyawaratan Rakyat) は、2002年8月の第4次憲法改正によって、総選挙で選出された国会 (DPR) 議員と地方代表議会 (DPD) 議員からなる二院制の立法機関になった。ただし、国会議員候補は政党から立候補するが、地方代表議

定結果⁴⁾によると、選出された女性の数は24人で、総議員128人中の18.76%を占めている。DPDの女性候補が83人で全候補者数が940人（女性候補者の割合は8.83%）であることを考えると、女性たちの議席獲得数からは、有権者たちに女性候補へのアレルギーはなく、彼女たちを信頼できると思っていることがわかる。1位や2位で当選している人も少なくなく、有権者が女性候補を選ぶとき、女性の利益を勝ち取るという公約とともに、その資格や能力の問題も考慮しているのだろう。

2. とはいえる、選ばれてDPD議員になった女性たちの名前を詳細に見ると、その多くは元高官であったり、ジャワの知識人階級、実業家や社会団体の有力者で、その名前は確かに有名で社会的にも知られている人物だ。彼女たちが、地方の利益になるような、特に女性の利益になるようなビジョンや使命感、プログラムを持っているかどうかが試されることになるだろう。
3. 一方、女性の国会議員候補の結果は、550人の定員中62人で、約11.2%にすぎない（付録2参照）。女性の候補者数は、総数7,756人中2,507人で全体のおよそ32.2%であり、DPDの女性の議席獲得に比べると、国会の議席獲得数は候補者に占める女性の割合の32.2%よりもずっと少なくなる。
4. 各政党の獲得議席割り当てを見ると、2004年の総選挙の結果、国会に女性議員の議席を獲得したのは9政党だけだ。最も多いのはゴルカルの19人で、最も少ないのは福祉正義党と改革の星党でそれぞれ2人の議席しか獲得できなかった。しかし、各政党が持っている獲得議席数も合わせて考えると、この数をそのまま受け入れるわけにはいかなくなる。133議席を獲得しているゴルカル党は、女性議員の割合は14.28%にすぎず、たとえば獲得議席数の25%⁵⁾（10議席中2議席）を女性が占めている福祉平和党よりずっと低い。

会議員候補は各州ごとに個人で立候補し、政党からの独立性が立候補の要件となっている。

4) 原文には、4月19日の段階で選挙委員会（KPU）が公表した暫定結果にもとづく付録表があったが、2004年5月3日にKPUが確定したものとは多少数値のズレがあり、混乱を避けるため訳出に際しては省略し、KPUの確定結果表を本稿最後に付した。

5) 5月3日にKPUが公表した確定選挙結果によると、福祉平和党の獲得議席数は12、そのうち女性は16.6%（2人）である。

以上のような調査結果から、どのような分析ができるだろう？

1. 国会への女性の参画の向上が目に見えたものにならないのは、政党がいまだに女性候補を、票を搾り取る乳牛や集票マシーンのように扱っているからだ。確かに、政党は少なくとも30%の女性候補を擁立することができるが、その候補総数のうち1位に配置されているのは9.7%，242人で、2位に配置されているのは16.8%，663人に過ぎず、残りの1,839人の当選可能性はとても低いのだ。さらに、順位が上位にある人たちであっても、その政党が勝てる選挙地区つまり当選可能性が高い選挙地区に女性たちが配置されているわけではない。ゴルカル党は（分布率が最も低く）24選挙地区にしか女性候補を配置していないが、福祉正義党は65の選挙地区に女性候補を配置している。彼女たちが政党の本拠地となるような選挙地区で擁立されたとしても、その選挙区で彼女たちは他の候補と対峙しなければならず、また他の政党から出ている女性候補たちとも戦わなければならない。しのぎを削る戦いは、彼女たちが当選するチャンスをますます少なくすることになる。
2. 女性候補擁立に関する総選挙法（2003年法12号）第65条1項の規定は、選出される候補に関する規定である同法第107条2項⁶⁾とも相関関係がある。私たちが現在までに得た暫定的なデータでは、ほとんどの候補にとって選挙分配数値⁷⁾（BPP；Bilangan Pembagi Pemilih）を満たすことは困難で、国会議員に選出された候補のほとんどは候補者名簿の順位に基づいている。順位が上の候補より多く得票したにもかかわらず、その規定のせいで議員に当選できないといったケースも多く見られる。

6) 総選挙法第107条2項は、「選挙参加政党から国会議員、州議會議員、県／市議會議員に選ばれた候補者の決定は、選挙区の選挙参加政党の獲得議席に基づいて次のようになされる：a. BPP値に達している候補者は当選が確定する b. 候補者がBPP値に達しない場合、当選者の決定は当該選挙区の候補者名簿の順位に基づく」と規定し、BPP値に達すれば名簿順位が下位の候補も当選できるようになっている。したがって、本当に当選を目指して立候補した有名人候補は、下位に配置されても、その可能性にかけて最大限の選挙活動を行い、政党の集票マシーンとしての機能を十分に果たしてしまうことになるのである。

7) BPPとは、1つの選挙区の有効投票数を当該選挙区の総議席数で割ったものである。したがって、BPPは投票の集計が終わってからしか知ることができないため、当面は選挙委員会（KPU）が各州ごとに確定した割り当てデータが用いられる。

PKB :マリア・ウルファン	(西ジャワ7)	順位2位：獲得票 55,311(落選)
ASヒカム	(タリ)	1位 51,351(当選)
タリ・スイウィ	(東ジャワ2)	順位6位：獲得票 47,663(落選)
ヌルシャバニ	(タリ)	2位 23,044(当選)
スジャイフラ	(タリ)	1位 53,644(当選)
Golkar:ヌル・アルフィン	(西ジャワ6)	順位3位：獲得票 81,566(落選)
アデ・コマルディン	(タリ)	1位 61,491(当選)
H・ワスマ	(タリ)	2位 72,119(当選)
ププッ・ノベル	(西ジャワ8)	順位3位：獲得票 78,585(落選)
ブディ・ハルソノ	(タリ)	1位 54,576(当選)
エルディ・スアンディ	(タリ)	2位 72,119(当選)
PDI-P:GRAコ・モルティア	(中部ジャワ5)	順位4位：獲得票 53,447(落選)
グナワン・ウイロサルジョ	(タリ)	1位 37,080(当選)
ヌルシワン・スジョノ	(タリ)	2位 20,091(当選)
アリア・ビィマ	(タリ)	3位 29,447(当選)
エバ・スンダリ	(東ジャワ5)	順位3位：獲得票 31,042(落選)
ガユス・ルンブン	(タリ)	2位 22,428(当選)
プラモノ・アヌン	(タリ)	1位 55,397(当選)

将来の課題

女性の政治参画を高めることについて、この議会選挙の結果からわることは、「各選挙区で少なくとも30%の女性候補を擁立するよう政党に促す」と規定している女性クオータ制度の第65条1項の規定は、その擁立過程が本当に民主主義的で透明であるよう政党に圧力をかけるにはまだ充分ではないということだ。次回2009年総選挙では、クオータ制度の規則に従わない政党に対しては、もっと拘束力のある規定と断固とした罰則が必要である。

BPP値の規定によって、完全には公開されていない公開比例代表制度が公正

の原則を裏切っていることは明らかだ⁸⁾。BPP値の規則を使わず、本来の公開比例代表制度を推し進め、候補者が責任感を自覚するとともに政党の過剰な支配を減少させるような選挙法の修正案が必要である。

地方代表議会と地方議会における女性代表の高まりは、女性候補が所属する政党の国内政策と政党の民主化とに非常に緊密に関連している。ジェンダー正義によって女性候補が擁立され任用される過程を保障するためには、もっと拘束力のあるアファーマティブ・アクションが政党法⁹⁾の中に必要である。

現行法上、地方代表議会の権限と役割が非常に制限されている「MPR, DPR, DPD, DPRD の構成と地位に関する法律」(Susduk ; Undang - Undang susunan & kedudukan MPR, DPR, DPD & DPRD) の改正もなされるべきだろう。地方代表議会と地方議会の関係や、それぞれの機関の権限についても同様の改正が必要だ。地方代表議会は、そうした法改正なしには役割を最大限発揮することはできないだろう。

8) 今回の2004年総選挙から各政党は候補者名簿を公開し、有権者は政党だけでなく、その政党の候補者にも直接投票できるようになった。総選挙法107条2項にあるように、BPP値に達した候補者は名簿順位が下でも当選できるが、その数値を一人の候補が獲得することは非常に困難であるため、実質的には当選者は名簿順位によって決められる、いわゆる拘束名簿式比例代表制が採用されている。また、候補者を選ばずに政党だけを選択した票も有効で、その場合、その票は自動的にその政党の名簿順位1位の候補者の得票として数えられる(BPP値の規則)。したがって、「公開」とは言っても、実質的には「半公開比例代表制(system proportional semi-terbuka)」ではないかと言われている。Eep Saefulloh Fatah “Caleg Selebrit Perempuan: Dari Perlengkapan ke Pelaku Politik” Jurnal Perempuan №34. Maret 2004, hal.55

9) クオータ制度を導入した総選挙法が成立する以前、女性に対する30%クオータ制度を「政党法」の中に書き込むという案がゴルカル会派や民族覚醒会派などから提案されたことがあった。しかし、政党があらゆる要職に30%女性を配置してジェンダー平等を実現するという法律案は、「政治的要職は州・県知事や市長、行政・司法にも及び国家の統治構造に重大な変革をもたらす」という理由や、「各政党がそれを実現するのは不可能だ」との意見が大勢を占め、実現しなかった。政府代表はこの立法作業過程のなかで、「基本的にジェンダー平等、ジェンダー正義とはキャリア獲得のチャンスにおいて、男女に何の制約も差別もないことだ」という態度をとり、一貫して反対の立場を表明した。Kompas, 25 September 2002 “Tiga Fraksi Resmi Usulkan kuota Minimal 30 Persen Perempuan” Kompas, 25 November 2002 “Kuota Perempuan Tak Diakomodasi di RUU Parpol”